

# 豊川市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の概要について



## 1 新型インフルエンザ等対策行動計画について

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（いわゆる「特措法」）と行動計画について

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（いわゆる「特措法」）がH24に制定、H25から施行。
  - ・特措法において、国・都道府県・市町村がそれぞれ「新型インフルエンザ等対策行動計画」を定める規定。
    - 第6条 政府行動計画（国）を定める
    - 第7条 政府行動計画に基づき 都道府県行動計画を定める
    - 第8条 都道府県行動計画に基づき 市町村行動計画を定める
  - ・法に基づく計画であり、国、47都道府県、1,700もの市町村が連動した内容で策定し、有事の際に連携できる内容にしておく必要がある。
  - ・これに基づき、法に基づく国県市の行動計画は以下のように策定された。
    - 政府行動計画 H25.6策定
    - 愛知県行動計画 H25.11策定
    - 豊川市行動計画 H26.9策定（H26.3豊川市保健対策推進協議会にて説明、組織改正により現行はH28.4版）
- ※法に基づく都道府県・市町村行動計画はH25-26で全国的に策定された（その後自治体によっては一部改正等あり）



### (2) 新型コロナウイルスの経験を踏まえ、政府行動計画と愛知県行動計画が改定されたことを受け、今回市計画を改定

- ・新型コロナウイルスの経験を踏まえ、政府行動計画（H25.6）が約10年ぶりに抜本的改定（国：R6.7改定）
- ・政府行動計画改定を受けて、特措法第7条の規定により、愛知県が愛知県行動計画（H25.11）を改定（愛知県：R7.6改定）
- ・県行動計画改定を受けて、特措法第8条の規定により、今回県内市町村が改定するもの



## 2 今回の政府行動計画（愛知県行動計画）の主な改定ポイントについて

政府行動計画の主な改定ポイントは以下で愛知県計画も同様となります。

- 1：指定感染症（感染症法第6条第8項）が対象として今回追加。指定感染症とは、新しい感染症への対策を迅速に法に基づき行うために期限付きで運用できるようにするためのカテゴリーで、新型コロナウイルスは2020年1月28日から2021年2月6日までの期限つきで「指定感染症」に分類されていた。これにより、新型インフル、新型コロナウイルス以外の幅広い呼吸器感染症も念頭に置いた計画となった。
- 2：有事の際の対策フェーズごとの計画へ。全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、特に準備期の取組を充実
- 5：対策項目がこれまでの6項目から13項目に拡充し、内容を充実  
※下記全てが市行動計画に反映されるわけではないが、国全体のニュアンスとして改定された点が以下となる。

### （政府・愛知県計画の主な改定の内容）

No.	項目	現行の計画（国・県）	改定後の計画
1	対象となる感染症が追加	①新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項） ②新感染症（感染症法第6条第9項）	①新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項） <b>②指定感染症（感染症法第6条第8項）</b> ③新感染症（感染症法第6条第9項）
2	各取組の構成が再構築	【発生段階ベース】 ①未発生期、②海外発生期、③県内発生早期 ④県内感染期、⑤小康期	【対策段階ベース】 ①準備期、②初動期、③対応期（4区分）
3	平時の準備	未発生期の対応として記載	対策段階を3期（準備期、初動期、対応期）とし、準備期の取組を充実
4	複数の感染拡大への対応	— （比較的短期の収束が前提）	複数の感染拡大への対応 対策の機動的切替え
5	対策項目の拡充 6項目→13項目へ	6項目 ①実施体制 ②サーベイランス（発生動向の調査）・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥県民生活・経済の安定の確保  6→13項目へ 現行計画における②④が分割拡充となり、新計画では⑤⑦⑨⑩⑪⑫が追加された。	13項目 ①実施体制 ②情報収集・ <b>分析</b> ③サーベイランス ④情報提供・共有、 <b>リスクコミュニケーション</b> <b>⑤水際対策</b> ⑥まん延防止 <b>⑦ワクチン</b> ⑧医療 <b>⑨治療薬・治療法</b> <b>⑩検査</b> <b>⑪保健</b> <b>⑫物資</b> ⑬県民生活・経済の安定の確保

## 3 改正後の国・県・市計画の役割分担について

- ・今回の改定により国全体の行動計画における対策項目は13となった。
- ・このうち保健所未設置市である豊川市が主に対策項目として計画に位置付ける項目は以下の7項目となる（保健所設置市は13項目）。
- ・有事の際は全国の市町村が国や都道府県と連携して対応していくこととなる。

市行動計画P27（図表4 政府及び県行動計画と、市行動計画の対策項目の範囲）より

対策項目	政府計画	県計画	市計画
① <b>実施体制</b>	○	○	○
② 情報収集・分析	○	○	
③ サーベイランス（発生状況等の継続的な監視等）	○	○	
④ <b>情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b>	○	○	○
⑤ 水際対策（帰国者の健康監視を含む）	○	○	
⑥ <b>まん延防止</b>	○	○	○
⑦ <b>ワクチン</b>	○	○	○
⑧ 医療	○	○	
⑨ 治療薬・治療法	○	○	
⑩ 検査	○	○	
⑪ <b>保健</b>	○	○	○
⑫ <b>物資</b>	○	○	○
⑬ <b>住民生活及び社会経済活動の安定の確保</b>	○	○	○
※太字は市行動計画で定める7項目	13項目	13項目	7項目